

答 申 書  
(答申第94号)  
平成21年9月4日

---

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、契約書及び業者選考(選定)調書等の書類を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、空知支庁長が実施した空知支庁暖房給湯用重油タンク漏洩検査委託業務の契約(以下「本件契約」という。)は、契約書の作成を省略できることから契約書は作成していない。また、随意契約のため業者選考(選定)調書等は作成していないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る3件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、契約書及び業者選考(選定)調書等の書類(以下「本件文書」という。)に係るものであることから、当審査会は、併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 契約書が存在しない理由

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第168条第1号の規定により、1件の金額が200万円未満の契約をするときには契約書の作成を省略することができることから、本件契約においては、財務規則の規定を根拠に契約書の作成を省略している。

なお、財務規則第169条では、契約書の作成を省略した場合においても、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴することとされているが、財務規則運用方針(昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達「北海道財務規則の運用について」。以下「運用方針」という。)第169条関係1において「特に軽微な契約」とは、1件の契約金額が70万円未満の契約をいうものであるとされていることから、本件契約は「特に軽微な契約」に該当するものであり、請書その他の書面も徴していない。

(イ) 業者選考(選定)調書等の書類が存在しない理由

本件契約は、予定価格が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定に基づく財務規則第162条の2第6号に定める額を超えな

いたため随意契約としているものであり、当該規定を根拠とする随意契約については、指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときに作成することとなっている業者選考（選定）調書の作成義務はないものである。

(ウ) 以上のことから、本件契約において本件文書が存在しないことは法令等に反した不作為行為によるものではなく、法令等に従った適正な手続きによるものであることから、本件処分は妥当である。

イ 当審査会としては、実施機関の契約に関する事務は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）及び同法施行令の規定のほか、財務規則及び運用方針に基づき行われていることからすれば、本件文書は、法令等により実施機関に作成が義務付けられている書類ではないことが認められ、本件文書は作成の義務がなく、作成していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年6月11日	○ 諮問書の受理（諮問番号179） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年6月15日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号179） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成21年6月16日	○ 諮問書の受理（諮問番号193, 194） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年6月18日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号193, 194） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成21年7月17日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号179, 193, 194） ○ 異議申立人の意見陳述（諮問番号179, 193, 194） ○ 審議
平成21年8月20日 （第一部会）	○ 審議
平成21年9月1日 （第41回審査会）	○ 答申案審議
平成21年9月4日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

1 諮問番号179

空知支庁長が実施した空知支庁暖房給湯用重油タンク漏洩検査委託業務の契約に関する、契約書及び業者選考（選定）調書等の書類（平成15年度）

2 諮問番号193

空知支庁長が実施した空知支庁暖房給湯用重油タンク漏洩検査委託業務の契約に関する、契約書及び業者選考（選定）調書等の書類（平成16年度）

3 諮問番号194

空知支庁長が実施した空知支庁暖房給湯用重油タンク漏洩検査委託業務の契約に関する、契約書及び業者選考（選定）調書等の書類（平成17年度）